

監 査 報 告 書

学校法人ザビエル学園

理事会・評議会 御中

私たちは、私立学校法第37条（第3項）及び寄附行為第15条の規定に基づいて、学校法人ザビエル学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告説明を受け、重要書類等の閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人ザビエル学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

令和7年 5月28日

監 事

江口 勝美 

監 事

岡野 美奈子 